単　位　事　務　名	
履　歴　書	
根拠及び参考法令	県立学校事務処理要領　【５条，６条，７条，９条】 様式第４号注 退職手当の請求手続等の取扱いについて（通知）　（通知通達集２４９１Ｐ） 学校運営の手引き（人事給与編）
項　目	処　理　方　法
履歴書の提出	県立学校事務処理要領　第５条，第７条 新たに職員となった者は，着任の日から２週間以内に，履歴書（第４号様式）を校長に提出しなければならない。【第５条】 校長は，職員が転任した場合においては，当該職員の履歴書の写し及び健康診断票を転任先の校長に送付しなければならない。（現在，履歴書は学校保管の原本を転任先に送付し，旧任校では写を保管するよう，運用されている。）　【第７条】
履歴書の整備	県立学校事務処理要領　第６条 校長は，任免，給与その他職員の身分上の異動があったときは，辞令又は異動通知書に基づき，当該職員の履歴書に異動事項を追加して記載し，履歴書を整備しなければならない。

項　　目	処　　理　　方　　法
履　歴　書 の　記　入	県立学校事務処理要領　様式第４号　注 （１）　「氏名」は，戸籍面と同一文字とし，ふりがなを付すること。 （２）　「学歴」は，小学校卒業からはじめ年代順に記載する。 （３）　「免許状」は，免許，検定その他の資格について，その取得年月日，名称（教科名，発行庁を含む）を記載する。 （４）　任免賞罰の「事項」は，採用，昇任，降任，転任，休職，復職，退職，（降任，休職，退職はその理由を含む）懲戒免職，停職，減給，戒告及びその理由給料，その他の給与の決定，恩給，退職手当を受けた事実及びその年（金）額，一時恩給を返還した事実及びその金額，褒賞，表彰，公務災害その他の身分取扱に関する事項，当該事項の年月日及び発令庁を年代順に記載し職名は上段から，補職及び給与は下段からすべて人事異動通知書，給与決定通知書に基づき記載すること。 （５）　官等，叙位，叙勲及び軍籍等を記載すること。 （６）　外地官公署に勤務していた者は，昭和２０年８月１５日以後の内地上陸年月日を，昭和２１年勅令第２８７号による自然退官者は，その旨を記載すること （７）　法令による身分異動，校名変更，設置者変更又は条例改正による給与額改正等は朱書する。 その他記入要領については履歴書の記入の例による。
年金請求の際の履歴書提出について	履歴書は，すでに前歴報告してある昭３７．１２．１以前の履歴（共済組合保管）とその後の履歴とを合わせて取り扱う。前歴報告後の履歴書については，教育庁教職員課（高等学校等），各教育事務所（局）または鹿児島市教育委員会（小中学校分）に保管されている勤務記録カードの写しにより取扱うので，退職者が履歴書を作成する必要はない。 これは，特別昇給発令後に退職者が捺印したものでなければならないので，履歴書を確認し捺印し，請求に必要な書類を一括して提出することになっている。
退職手当の場合	退職手当申請の場合も教職員課の人事記録カードの写しを使用するので，本人が履歴書を作成する必要はない。（通知通達集２４９２Ｐ参照）

第４号様式（第５条関係）

Ｎｏ．

１．本書は楷書でペン書きとし，辞令の全文を記載すること。
２．履歴は洩れなく（家事従事，無職等の期間についても）年月日順に記載すること。
３．兵役については役種官級，入退官等すべて記入すること。
４．法令改正による身分異動，給与改正等は朱書すること。
５．備考欄には特技，身体の故障等参考となる事項を記載すること。

（写　真） 年　月　日撮影	ふりがな	ほくさつ　じろう	性別	男
	氏　名	北　薩　二　郎		
	旧氏名		改姓年月日	年　月　日
	生年月日	昭和４６年　４　月２３日生	備考	
本籍地	鹿児島県			
現住所	鹿児島市〇〇町〇〇番地			

学歴	学校部科名	修業年間	初任給算定基準学歴	資格免許関係	取得年月日	名称
	鹿児島県〇〇市立〇〇小学校	自 53 年 4 月〇〇日 至 59 年 3 月〇〇日			６年 ３月〇〇日	高等学校教諭一種(国語)
	鹿児島県〇〇市立〇〇中学校	自 59 年 4 月〇〇日 至 62 年 3 月〇〇日			６年 ３月〇〇日	中学校教諭一種(国語)
	鹿児島県立〇〇高等学校	自 62 年 4 月〇〇日 至 2 年 3 月〇〇日			年　月　日	
	〇〇大学　文学部　文学科	自 2 年 4 月〇〇日 至 6 年 3 月〇〇日			年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日			年　月　日	

【履歴書用紙】

発令年月日				履歴事項		発令庁
平成	６	４	４	鹿児島	県〇〇市，公立学校教員に任命する。	鹿児島県教育委員会
					教育職給料表(三)　３級４号給を給する。	
					鹿児島県〇〇市立△□中学校講師に補する。	
					任用期間は，平成６年９月３０日までとする。	
平成	６	１０	１		任用期間を，平成７年３月３１日まで更新する。	鹿児島県教育委員会
平成	７	４	１	鹿児島	県公立学校教員に任命する。	鹿児島県教育委員会
					教育職給料表(二)　２級５号給を給する。	
					鹿児島県立〇〇高等学校教諭に補する。	
平成	７	１２	２５		平成〇年鹿児島県条例第×号の施行により平成〇年△月から新給与実施(朱書)	